



鳥取県公報

平成 26 年 10 月 17 日(金)
第 8 6 4 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	所有者等が判明しない放置自動車 (739) (スポーツ課) 2
	森林法による開発行為の許可 (740) (東部農林事務所) 2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (19) 2
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (28) (教育総務課) 3

告 示

鳥取県告示第739号

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）第7条第3項の規定に基づき、所有者等が判明しない放置自動車について、次のとおり告示する。

平成26年10月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

警告書を貼り付けた日	放置されていた場所	保管している場所	車名、塗色又は自動車登録番号	車内に放置されている物件	告示後の取扱い	引取りの方法
平成26年8月28日	米子市東福原八丁目27-1 県立米子産業体育館駐車場	米子市東福原八丁目27-1 県立米子産業体育館駐車場	スズキ アルト 紺色 鳥取50せ9788	なし	平成27年1月18日以後に処分	鳥取県文化観光スポーツ局スポーツ課に申し出ること。
〃	〃	〃	ダイハツ ミラ 赤 鳥取50ち4241	〃	〃	〃

鳥取県告示第740号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成26年10月17日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 永 原 知 明

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
公益財団法人鳥取県建設技術センター 代表理事 岡本 正文	倉吉市福庭町二丁目23	八頭郡八頭町山土地内	建設残土処分地の造成	5.9077ヘクタール	3.6612ヘクタール	2.3794ヘクタール	平成26年10月2日から平成30年10月1日まで	平成26年10月2日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第19号

平成26年第10回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成26年10月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成26年10月24日（金） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 専決処分の承認について
 - (2) その他

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第28号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成26年10月17日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成26年10月20日（月） 午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県文化財保護審議会への諮問について
 - (2) その他